

特定行政庁に係る確認検査業務の点検結果について

以下は、平成 18 年 1 月 30 日に開催された社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会（第 3 回）において資料配布された「特定行政庁に係る確認検査業務の点検結果について」（平成 18 年 1 月 24 日時点において偽装物件看過について確認されていた 28 特定行政庁分）に、偽装物件看過以外の 243 特定行政庁を加えた全 271 特定行政庁における点検結果をまとめたものである。

1. 目的

構造計算書偽装事件を受けて、特定行政庁における確認検査業務の実施状況を把握し、必要な対策を講じるため、全国の 271 特定行政庁^(注)の審査業務について点検を行う。

(注) …… 全特定行政庁 417 のうち、建築基準法第 97 条の 2 に基づき建築主事を置いている 146 特定行政庁（構造計算を要する建築物に係る確認検査業務を実施しない。）を除く。

2. 点検の方法

- ・ 緊急建築確認事務点検本部（以下「点検本部」という。）及び各都道府県により以下のとおり実施。
- ・ 点検本部は、国土交通省住宅局、官庁営繕部、国土技術政策総合研究所、地方整備局建政部・営繕部等の職員で構成。

(1) 偽装物件の看過のあった特定行政庁（対象 28 特定行政庁（注））

群馬県、東京都、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、佐賀県、鹿児島県、前橋市、伊勢崎市、東京都中央区、東京都台東区、東京都大田区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都荒川区、東京都足立区、横浜市、川崎市、平塚市、松本市、岡崎市、大阪市、姫路市、和歌山市、福岡市

(注) 1 月 24 日時点。その後、東京都新宿区においても偽装看過が確認された。

- ・ 特定行政庁自ら審査方法、審査体制等に関する業務点検を実施した上で、その結果について点検本部（国土交通省住宅局）においてヒアリングを実施。
- ・ なお、検査 4（個別物件の審査方法検査）については、特定行政庁自ら実施した業務点検結果のヒアリングに加え、点検本部が抽出した 2 物件について、確認申請図書一式を参照しながら点検本部においても構造審査担当者に直接ヒアリングを行うなどの点検を実施。

(2) 上記(1)以外の特定行政庁である道府県(対象38特定行政庁)

- ・上記(1)と同様に特定行政庁自ら業務点検を実施した上で、その結果について各地方整備局等においてヒアリングを実施。
- ・なお、検査4(個別物件の審査方法検査)については、特定行政庁自ら実施した業務点検結果のヒアリングに加え、上記(1)と同様に各地方整備局等においても直接点検を実施。
- ・点検結果については、各地方整備局等から点検本部(国土交通省住宅局)に報告。

(3) 上記(1)及び(2)以外の特定行政庁(対象205特定行政庁)

- ・上記(1)と同様に特定行政庁自ら業務点検を実施した上で、その結果について各都道府県にてヒアリングを実施。
- ・なお、検査4(個別物件の審査方法検査)については、特定行政庁自ら実施した業務点検結果のヒアリングに加え、上記(1)と同様に各都道府県においても直接点検を実施。
- ・点検結果については、各地方整備局等を通じて点検本部(国土交通省住宅局)に報告。

3. 点検実施日

- ・事前に各特定行政庁が自ら業務点検を実施したうえで、原則として1月16日から1月25日までの間に、その点検結果のヒアリング等を点検本部(国土交通省住宅局)、各地方整備局等、各都道府県において実施。

4. 点検の内容

各特定行政庁の業務に関し、次の事項について点検を実施。

- ・構造計算書、構造設計図等の審査体制、審査方法等【検査1~4】
- ・一般的な建築確認検査業務の実施状況(台帳の整備等)【検査5】

5. 点検結果

特定行政庁毎の点検結果概要は別添1

【検査1】構造審査業務概要ヒアリング

構造関係の審査業務に関して、その体制、方法の概要をヒアリング等により確認。

(特定行政庁が自ら業務点検を実施。点検本部等はその内容についてヒアリングにより確認し、と

りまとめたもの。)

① 建築主事の人数（うち、構造審査担当者（注）の人数）

（注）主に構造審査を担当している者

・最大 47 人、最小 1 人、平均 5.4 人（最大 2 人、最小 0 人、平均 0.1 人）

② 建築主事以外で確認検査業務に従事する人数（うち、構造審査担当者の人数）

・最大 130 人、最小 1 人、平均 9.5 人（最大 16 人、最小 0 人、平均 1.0 人）

③ 特定行政庁独自に作成している審査マニュアル類の有無

・105 特定行政庁において何らかの審査マニュアルを整備。

④ 事件発生後に講じた措置

（事例）

○構造計算プログラムの入手、再計算等の実施

○構造審査担当者等の増員

○構造審査マニュアル類の改訂

【検査 2】構造審査担当者に対するヒアリング

構造審査担当者 1 人 1 人に対して個別にヒアリングを行い、図書省略制度についての理解、プログラムの改ざんを想定した審査を行っていたか等具体的な審査方法について確認。

（特定行政庁が自ら業務点検を実施。点検本部等はその内容についてヒアリングにより確認し、とりまとめたもの。）

① 構造計算書に係る図書省略制度についての認知

・46 特定行政庁において、図書省略制度を知らなかったと回答した職員がいた。（知っていたと回答した職員の中には、制度の理解が不十分な者も含まれている。）

② 構造計算書の偽装を想定した審査の実施

・261 特定行政庁において、今般の偽装事件発生以前よりプログラムの改ざんがあるかもしれないと思って審査をしていたと回答した職員はいなかった。

【検査 3】構造計算書の添付書類等に関する検査

確認済み物件（階数 10 以上のものを優先して抽出）のうち、最新のものから順次さかのぼって構造を問わず 50 件を抽出し、構造計算プログラムによる構造計算書について、大臣認定書の写しの添付等の図書省略の要件確認、図書省略の要件に適合しない場合の構造計算書の有無等について建築確認申請図書等を用い、構造審査担当者に確認。

(特定行政庁が自ら業務点検を実施。点検本部等はその内容についてヒアリングにより確認し、とりまとめたもの。)

- ① 構造計算書の一部に係る図書省略の要件を満たしていた件数
 - ・ 検査3を実施した 12,908 件中、構造計算書の一部に係る図書省略の要件（大臣認定書の写し、指定書の写し等の添付、構造計算書における一貫したヘッダの出力の確認）を満足していたものは 350 件（109 特定行政庁）であった。
- ② 上記の図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた件数
 - ・ 検査3を実施した件数 12,908 件中、27 件（11 特定行政庁）において、図書省略の要件（大臣認定書の写し、指定書の写し等の添付、構造計算書における一貫したヘッダの出力の確認）を満たしていないにもかかわらず、構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた。
 - ・ 上記のうち、特に、構造計算書における一貫したヘッダが出力されていないものは 1 件（1 特定行政庁）であった。これについては、建築物の構造安全性について問題がないことについて安全性の確認済みである。

【検査4】個別物件の審査方法検査

- ① 【検査3】においてあらかじめ抽出された確認済み物件 50 件の中から、設計条件が相対的に厳しいと思われるものについて、鉄筋コンクリート造を優先して10 件を抽出し、
- ② 特定行政庁が自ら実施する業務点検において、当該案件の構造審査担当者に対して、構造設計図と構造計算書の照合等についてヒアリングし、構造審査方法の詳細な実態把握を行う。
- ③ さらに、上記 10 件の中から点検本部等が 2 物件を抽出し、確認申請図書一式を参照しながら構造審査担当者に直接ヒアリングを行うなどの点検を実施。
- ④ 構造審査を的確に実施しているか否かを判断するため、具体的な構造計算の審査内容に関し、下記(2)の4項目を主要なヒアリング事項とした。(詳細は別紙)

(1) 抽出された物件（各特定行政庁 10 件程度、合計 2,802 件）において確認された構造審査上の重大な問題点

- ・ 抽出された物件（各特定行政庁 10 件程度、合計 2,802 件）において、構造審査上の重大な問題点として、構造計算書において、エラーメッセージが記載されるページが欠落していたにもかかわらず又は提出させずに、建築確認を行っていたも

のがあることが確認された（8 特定行政庁、合計 18 件）。

- ・ 具体的な案件の概要と対応状況については別添 2
- ・ これらについては、建築物の構造安全性について問題がないかどうか、特定行政庁にあらためて点検・報告を求めたところ、いずれの物件についても構造安全性が確認された。

(2) 抽出された物件（各特定行政庁 10 件程度、合計 2,802 件）の構造審査の方法

（個別の図面と構造計算書を見ながら実施したヒアリング結果をとりまとめたものであり、それ以上の事実確認は行っていない。）

- ① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認
 - ・ 3 特定行政庁において、確認が全くなされていない事例があった。
- ② フレームの応力算定結果（応力図）に異常値のないこと、応力図と断面計算用応力値との合致の確認
 - ・ 14 特定行政庁において、フレームの応力算定結果（応力図）に異常値のないことの確認が全くなされていない事例があった。
 - ・ 25 特定行政庁において、応力図と断面計算用応力値との合致の確認が全くなされていない事例があった。
- ③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認
 - ・ 2 特定行政庁において、確認が全くなされていない事例があった。
- ④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等
 - ・ 7 特定行政庁において、エラーメッセージが出た場合の安全性の確認を行っていない事例があった。

【検査 5】一般的な建築確認検査業務の実施状況検査

台帳の記載事項、台帳以外の書類の状況等について、台帳及び確認検査関係書類により確認。

（各特定行政庁自ら実施した業務点検において確認）

- ① 台帳の不備
 - ・ 16 特定行政庁において、記入漏れ、誤記入等の台帳が不備である事例があった。
- ② 台帳以外の書類の不備等
 - ・ 7 特定行政庁において、台帳以外の書類の不備等の事例があった。